

〈追録・正誤表〉

『二訂版 繰越欠損金と含み損の引継ぎを巡る法人税実務 Q & A』（平成27年12月25日発行）につき、〈1〉本書刊行後に改正された部分及び〈2〉訂正がございますので、それぞれご確認頂けますようお願い申し上げます。
(H28. 6. 10 税務研究会出版局)

〈1〉追 録

平成28年度税制改正において、以下の通り欠損金に関する改正が行われました。

これに伴い、本書の記載内容のうち当該改正に係る箇所につきましては、以下の改正内容をご確認下さい。

1. 欠損金の繰越控除制度の見直し

青色申告書を提出した事業年度の欠損金（青色欠損金）の繰越控除制度、災害による損失金（災害損失欠損金）の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、控除限度割合の段階的引下げ措置が以下の通り変更されました（法57、58、81の9、平成27年改正附則27、30）。

事業年度開始日	控除限度割合	
	改正前	改正後
平成27年 4 月 1 日～平成28年 3 月31日	65%	65%
平成28年 4 月 1 日～平成29年 3 月31日		60%
平成29年 4 月 1 日～平成30年 3 月31日	50%	55%
平成30年 4 月 1 日～		50%

2. 欠損金の繰越期間の見直し

青色欠損金の繰越期間、災害損失欠損金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間について、以下の通り見直しが行われました（法第57、58、81の9、平成27年改正附則27、30）。

事業年度開始日	繰越期間	
	改正前	改正後
平成20年 4 月 1 日～平成29年 3 月31日	9 年	9 年
平成29年 4 月 1 日～平成30年 3 月31日	10年	
平成30年 4 月 1 日～		10年

上記改正に伴い、以下の規定についても所要の改正が行われています。

- ▶ 欠損金の繰越控除制度に係る帳簿書類の保存期間の延長措置（法第26の3、平成27年改正附則2①）
- ▶ 更正の期間制限の延長措置（通法23①、平成27年改正附則53①）
- ▶ 更正の請求期間の延長措置（通法70②、平成27年改正附則53③）

3. 地方税の取扱い

地方税についても、上記の国税における欠損金の繰越控除制度及び欠損金の繰越期間の改正に合わせた措置が講じられています。

〈2〉 正 誤 表

本文中、記述が不正確な箇所がありましたので、お詫びの上訂正させて頂きます。

1. 該当箇所 261・262ページ

4－5 「子会社清算時の青色欠損金の引継ぎ（個人株主がいる場合）」

(1) 設問 (Q) の末尾に下記の一文を追加する。

なお、A 社、B 社、C 氏の出資関係は15年前から変わらず継続しています。

(2) 回答 (A) 及び解説を下記の通り改める。

《A》

A 社は B 社の欠損金を60%引き継ぐことができると考えられます。

繰越欠損金の引継ぎは、清算法人の株主である内国法人と清算法人である内国法人との間に完全支配関係がある場合に限られています。

今回の場合、個人 C 氏と A 社との間に完全支配関係があり、C 氏と A 社が B 社の発行済み株式の全部を保有することから、A 社と B 社との関係が完全支配関係にあるため、A 社は B 社株式の保有割合である60%分の繰越欠損金の引継ぎができるものと考えられます。

《解説》

1 繰越欠損金の引継対象となる清算法人との完全支配関係

繰越欠損金の引継ぎが認められるのは、清算法人の株主である内国法人と清算法人である内国法人との間に完全支配関係がある場合に限り、清算法人の株主が2以上ある場合には、株主である内国法人は清算法人の発行済株式等の保有割合分の繰越欠損金を引き継ぎます（法法57②）。

この完全支配関係は、一の者による完全支配関係又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互のみに限られており、一の者には個人も含まれます（法法2十二の七の六、法令4の2②）。

したがって、個人が株主として完全支配関係に介入している場合も、清算法人の株主である内国法人は、清算法人である内国法人の発行済株式等の保

有割合分の繰越欠損金を引き継ぐことができるものと考えられます。

2 親会社株式の一部を子会社が保有している場合

グループ会社の頂点の法人の株式の一部をグループ内の子会社が保有していて、その頂点の法人の残余財産が確定した場合においても、繰越欠損金の引継ぎが認められる完全支配関係は1で記載した通り、株主である内国法人による完全支配関係又は一の者との間に一の者による完全支配関係がある法人相互の関係に限られていますので、頂点の法人の繰越欠損金を子会社が引き継ぐことはできません。

3 子会社株式の消滅損

本問の場合、A社とB社の間では完全支配関係があるため、グループ法人税制による子会社株式の消滅損の損金不算入規定の対象となり、A社が保有するB社株式の消滅損についてはA社の損金に算入することができないものと考えられます。

4 清算法人の繰越欠損金の引継制限

清算法人である内国法人の繰越欠損金の引継ぎについては、引継制限の規定が設けられています（法57③）。

2. 該当箇所 360ページ

「(2) 評価損の根拠となる資料」中、4行目にある「開始決定時」は、正しくは「認可決定時」となります。

(誤)

……あります。この場合、開始決定時の時価……



(正)

……あります。この場合、認可決定時の時価……